

大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例逐条解説

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 2 項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上とする。

【解説】

- ・生産緑地法第 3 条第 1 項第 2 号、同法第 2 項及び生産緑地法施行令第 3 条において、都市計画に生産緑地地区を定める場合、区域の規模に関する条件を「500㎡」以上を原則としつつも、地域の実情に応じて、条例により「300㎡」から「500㎡」未満の範囲で下限を定められることとしています。
- ・農地は、防災や緑地等の多様な機能を有していることから、小規模な農地についても保全が進むよう、法が許容する面積条件の引き下げを最大限活用し、区域の規模に関する条件を定めたものです。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

- ・本条例は、公布の日である平成 31 年 3 月 15 日から施行されています。

[参考：生産緑地法]

(生産緑地地区に関する都市計画)

第三条 市街化区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定による市街化区域をいう。）内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

一 （略）

二 500メートル以上の規模の区域であること。

三 （略）

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第 2 号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めることができる。

3～6 （略）

[参考：生産緑地法施行令]

(条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準)

第三条 法第3条第2項の政令で定める基準は、300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。